令和8年5月　八王子市立長房小学校

「子どもの“いのち”を輝かせる生活指導の方針」
～その言葉、その指導が子どもの心と体を傷付ける～

1　子どもから見た体罰
2　子どもの心を傷付けていませんか
3　暴力的な指導を根絶
4　体罰防止チェックリスト
5　児童理解の原点

1　子どもから見た体罰

先生の言葉や態度でうれしかったこと

○嫌がる「あだな」を言う人に「やめなさい」と本気で注意した。
私はびっくりした。
この先生は、助けてくれると思った。

○厳しく叱られたこともあったけど、一緒に遊んでくれたし、よく話を聞いてくれました。私は、先生を信頼しています。

○「自分にも、君と同じような経験がある」と、言ってくださった先生は、本当に私のことを理解していると思いました。

○先生は、友達のこと、勉強のことなど、私の話をよく聞いて、アドバイスをしてくれました。

○今、私が何をどう思っているのかを分かっていた。
すごい先生だなと思った。

先生！聞いてください！

●傷付けることを言う先生は嫌いです。そして、暴力を振う先生は、もっと嫌いです。

●いたずらをやめさせようとしていた私まで、どうして怒られるの？

●聞かれたから、自分の思いや考えを言っただけなのに。ぶたれるなんて、人権侵害です。

●なぐられたことは、今も恨んでいます。いつか仕返しをしたいと思ってしまいます。

●忘れ物、遅刻……。よくないことは分かっているから、怒鳴らいでほしい。

●先生は、私の話を最後まで聞いてくれなかった。他の人からも詳しく聞いて、確かめてほしかった。

(1)体罰は許せない・問題の解決にならない

多くの子どもたちが「体罰は許せない」と思っています。一方、「子どもが悪いから仕方がない」と話す子どもや大人もいますが、体罰を肯定しているとは言えません。

体罰では、子どもの素直な心を導き出すことはできないのです。

(2)子どもが願う解決策・じっくり話を聞いてほしい

子どもたちは、先生が「じっくり話を聞くこと」を願っています。ねばり強い対応や子どもの声に耳を傾け、心に響く関わりをもち続ける姿勢が求められています。

(3)問われる教師の指導力

子どもたちは、体罰をする教師を「指導力がない」「子どもの気持ちが分からない」「子どもに嫌われている」と見ています。体罰をする教師や、体罰を見過ごす教師がいると、子どもたちの信頼を失ってしまいます。

(4)体罰を否定し、体罰を見逃さないことが教師の責務です

体罰は、子どもに暴力容認の態度を生み、子どもたちの自主性を阻害し、表現の自由を奪うことにもなりかねません。

また、誠実で素直な子どもたちを萎縮させてしまいます。子どもたちは、教師が体罰を厳しく否定し、心のひだに届く指導をすることを願っています。

(5)体罰の影響

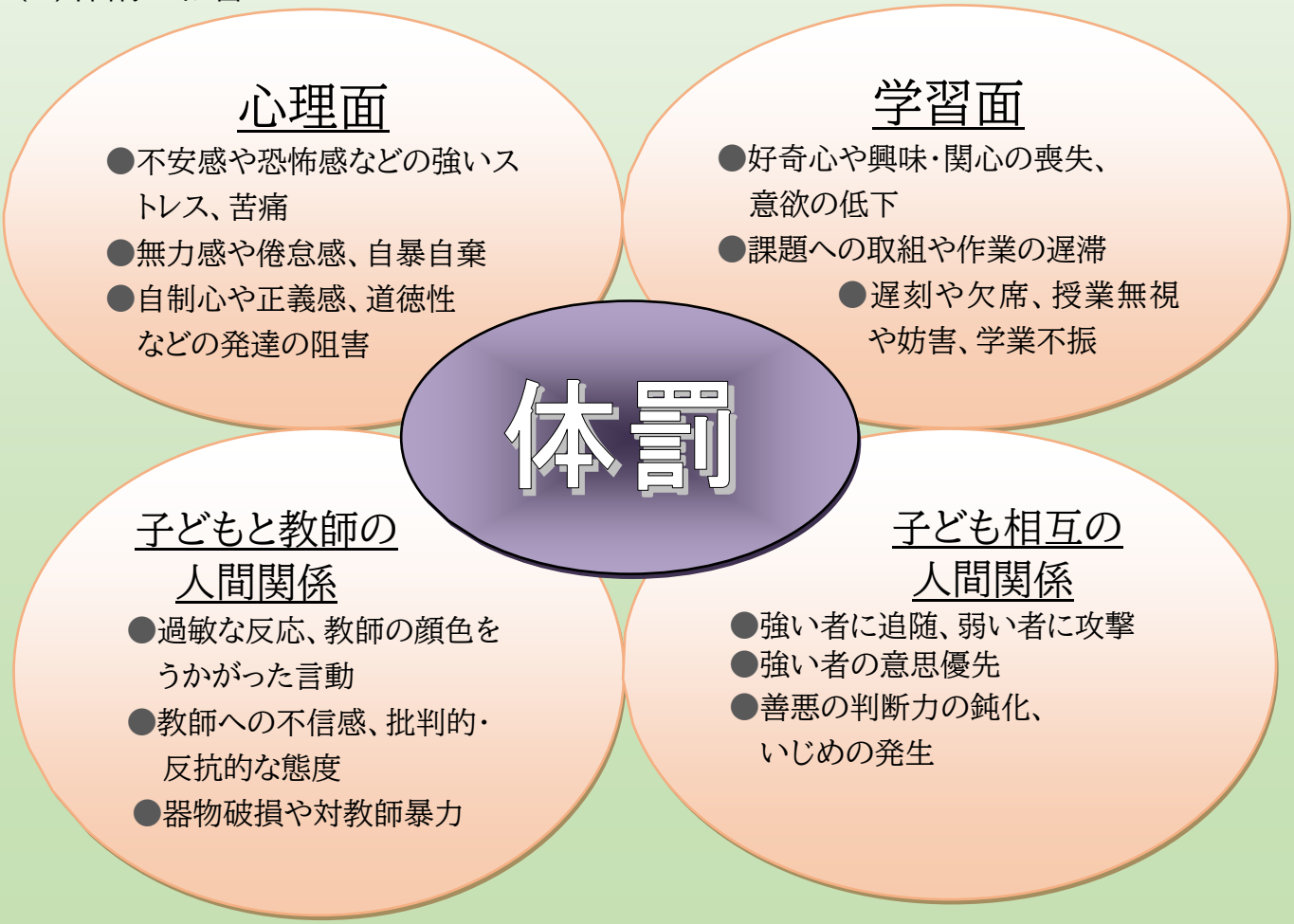

2　子どもの心を傷付けていませんか

子どもが自分の指示に従わなかったときに、乱暴な言動で無理やりに言うことを聞かせようとすることはありませんか。

●身体に対する侵害を内容とする懲戒、肉体的苦痛を与えるような懲戒は、体罰です。

●言葉や態度などで、精神的な苦痛を与える行為も、人権侵害に当たる場合があります。

●場面、事情にかかわらず、体罰が子どもの望ましい成長をうながすようなことは絶対にあり得ません。また、そのような指導が許されるものではありません。

子どもの課題ある行動の背景を理解し、一人ひとりに応じた丁寧な指導を行うことが大切です。

3　暴力的な指導を根絶

事故発生の背景及び問題点例	対応方針例
●子どもの人権についての認識が十分図られていなかった。	○体罰と子どもの人権について十分な理解を図るとともに、体罰を絶対にしないという雰囲気を醸成する。
●体罰と教師の懲戒への認識が低かった。	○体罰は違法であり、刑事事件の対象になり得ることを再確認する。
●日頃、子どもとの信頼関係に基づいた指導が十分でなかった。	○日頃から、子どもの発達段階や理解の傾向を十分踏まえた指導を行う。
●日頃から強い責任感を感じていたことから、感情による指導に至ってしまった。	○教師としての専門性、指導技術を高めるよう研修に取り組む。
●教員相互の連携と指導の役割分担など、複数対応の効果的な実践について、共通理解が図られていなかった。	○今まで以上に、組織で動くことを重視し、役割分担や協力体制を整え、より組織的な指導体制をつくる。
●管理職へ迅速な報告がなされなかった。	○指導の際は、効果的な複数対応ができるよう日常の情報交換を心がける。

4　体罰防止チェックリスト

体罰を根絶するために、体罰に関する認識や組織的な生活指導等の在り方を再確認するとともに、体罰防止体制を点検しましょう。

□体罰は学校教育法において禁止されている違法行為であり、地方公務員法に定める信用失墜行為にも該当することを認識している。

□暴力的な指導は、子どもに肉体的、精神的苦痛等の影響を与えるばかりか、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあると考えている。

□子どもに指導中、乱暴な物言いをしたり、物に当たって威嚇したりすることは、不適切な指導であると認識しており、行っていない。

□子どもやその保護者と人間関係ができていても、体罰は許されないと考えており、行っていない。

□日頃から、児童・生徒理解に努め、感情的にならないように、指導の工夫・改善を行っている。

□どのような場面においても、分かりやすい言葉を用いて子どもに指導を行えるように、〈言葉で伝える力〉の向上に取り組んでいる。

□保護者が体罰を容認していたり、子どもが体罰を納得していたりしても、体罰に変わりはないと理解している。

□子どもの問題行動に対する指導について、特定の教員に任せるのではなく、職員間で共通認識をもって組織的に対応している。

□指導が独善的にならないよう、自分の指導場面を他の職員や保護者等が見る機会を積極的につくっている。

□同僚の教員（自分よりも経験の豊富な教員、外部指導員に対しても）が不適切な指導を行っていたり、体罰を行っているところを見たり聞いたりした場合、必ず管理職に報告・相談をする。
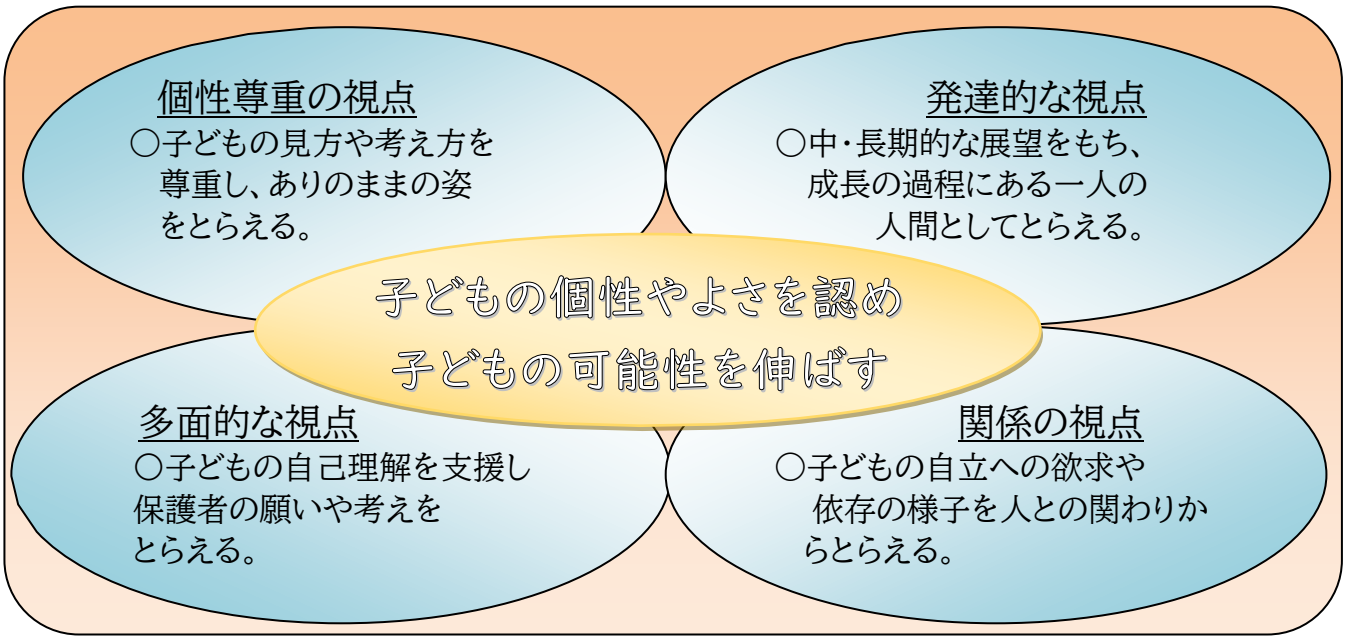
5　児童理解の原点